

JASRAC管理録音物使用料領収書

高校放送研究NO.142（赤本）をよく読んで適切に著作権の処理を行ってください。

* JASRAC管理録音物について

使用音源がJASRAC管理録音物の場合、参加校は

- ① 使用音源の制作会社に使用許可を申請する。
- ② 許可が下りた場合、県大会当日（6/17）に使用料を県大会事務局に提出する。
という流れになりますので、音源の使用料を計算し、下の領収書に記入してください。

- ※ 使用料 ラジオ番組の場合1作品ごとに著作物1曲5分までにつき210円
テレビ番組の場合1作品ごとに著作物1曲5分までにつき420円

- ③ この領収書は1作品に1部作成してください。

[領収書記入例]

部 門	1曲使用料	使用曲数	合 計 金 額
ラジオ番組	210円	2曲	420円

領 収 書

2007年 6月17日

立 _____ 部殿
_____ 高等学校 _____ 委員会殿

金  円也

但し、JASRAC管理録音物使用料として

部 門	1曲使用料	使用曲数	合計金額
	円	曲	円

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
校内放送委員会 著作権担当 海 部 弘 印

支 払 い 確 認 書 (台本貼付用)

立 _____ 部
_____ 高等学校 _____ 委員会

参加部門 _____ 使用曲数 _____

上記の作品は確かに著作権料を支払いました。

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
校内放送委員会 著作権担当 海 部 弘 印